

美里町マスコット ミムリン着ぐるみ使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、美里町のマスコット「ミムリン」の着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用申請)

第2条 着ぐるみを使用するもの(以下「使用者」という。)は、あらかじめ着ぐるみ使用申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して町長に提出し、その許可を受けなければならない。

(使用の許可)

第3条 町長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を許可する。

町の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。

着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。

法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。

特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に掲げる営業に該当するとき。

貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業に関するとき。

前各号に掲げるもののほか、町長が着ぐるみの使用について不適當であると認めるとき。

2 前項の許可は、着ぐるみ使用許可書(様式第2号)をもって行う。

(使用料)

第4条 使用料は無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

許可された用途のみに使用すること。

使用期間を遵守すること。

着ぐるみ返却時には、着ぐるみの使用状況がわかる写真等を提出すること。

その他、許可者が特に付した条件に従って使用すること。

(使用許可の取消)

第6条 使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要綱に違反したときは、その許可を取り消すとともに、以後の使用は許可しない。この場合、使用者に損害が生じても、町長はその責めを負わない。

(原状復帰)

第7条 着ぐるみを汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

2 前項の規定に関わらず、町長が着ぐるみの補修又はクリーニングを求めたときは、使用者はこれに従わなければならない。

(責任の制限)

第8条 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害、又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、町長は一切その責めを負わない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。